

東京大学成果有体物取扱規則実施細則

平成23年1月11日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学成果有体物取扱規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、成果有体物の取扱いの実施について、必要な事項を定める。

(届出)

第2条 規則第5条の成果有体物についての届出は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類を作成の上、速やかに所属する部局に届け出るものとする。

- (1) 提供する場合 成果有体物提供届出書
- (2) 受領する場合 成果有体物受領届出書及び受領調査書

2 前項各号の書類は、原則として産学連携本部が別に定める様式によるものとする。

(契約の手続)

第3条 規則第8条の契約は、原則として産学連携本部が別に定める成果有体物提供契約書を使用するものとする。

2 受領者からの要求により前項の様式により難しいときは、部局は産学連携本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。

3 規則第13条の規定により締結される成果有体物受領契約における契約書について、産学連携本部が認める提供者の契約書雛形以外の様式を使用するときは、部局は、産学連携本部と協議するものとする。

附 則

この細則は、平成23年1月11日から施行する。